

役員等の報酬支給規程

社会福祉法人

仁多福祉会

社会福祉法人仁多福社会役員等の報酬支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁多福社会役員及び評議員(以下「役員等」という。)に対して支給する報酬の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員等には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2. 役員等に対する報酬は、評議員会の同意を得、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。(別表1)

(支給方法)

第3条 役員等に対する報酬の支給は、年俸については毎月25日に12分の1を支給し、日給については20日締め25日支給とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。

2. 報酬は、本人に直接現金、又は、本人と合意した確実な支払方法で支給する。

別 表 1

区 分		報 酬	
役 員 等	理 事 長	年 俸	600,000円
	副 理 事 長	日 給	10,000円
	理 事		
	監 事		
	評 議 員		

附 則（平成16年12月3日規程第2号）

この規程は、平成16年12月4日から施行し、平成16年4月1日に遡及適用する。

附 則（平成20年3月12日 規程第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月14日 規程第11号）

この規程は、平成21年9月14日から施行する。但し、理事長の報酬については、平成21年7月14日から適用する。

附 則（平成23年3月17日 規程第 2号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。